

平成28年第4回上富田町議会定例会会議録

(第2日)

○開会期日 平成28年12月9日午前9時29分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 松井孝恵 | 2番 | 谷端清 |
| 3番 | 檜木正行 | 4番 | 山本明生 |
| 5番 | 九鬼裕見子 | 6番 | 大石哲雄 |
| 7番 | 畑山豊 | 8番 | 奥田誠 |
| 9番 | 沖田公子 | 10番 | 榎本敏 |
| 11番 | 木本眞次 | 12番 | 吉田盛彦 |

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 森岡真輝 局長補佐 十河貴子

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

| | | | |
|--------|-------|--------|------|
| 町長 | 小出隆道 | 副町長 | 山本敏章 |
| 教育長 | 梅本昭二三 | 会計管理者 | 水口和洋 |
| 総務政策課長 | 福田睦巳 | 総務政策課員 | 谷本芳朋 |
| 総務政策課員 | 檜原基史 | 総務政策課員 | 平尾好孝 |
| 企画員 | | 企画員 | |
| 税務課長 | 橋本秀行 | 産業建設課長 | 菅谷雄二 |
| 産業建設課員 | 川口孝志 | 住民生活課長 | 原宗男 |
| 企画員 | | 住民生活課員 | |
| 住民生活課員 | 中松秀夫 | 企画員 | 栗田信孝 |
| 企画員 | | 住民生活課員 | |
| 企画員 | 宮本真里 | 企画員 | 木村陽子 |

| | | | |
|---------------|---------|-----------------|---------|
| 上下水道課長 | 三 栖 啓 功 | 上下水道課 企 画 員 | 坂 本 徹 |
| 教育委員会 総務課長 | 家 高 英 宏 | 教育委員会 生涯学習課長 | 新 堀 浩 士 |

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1 0 2 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 1 0 3 号 上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 1 0 4 号 上富田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 1 0 5 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 1 0 6 号 上富田町学校給食センター条例
- 日程第 7 議案第 1 0 7 号 平成 2 8 年度上富田町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 8 議案第 1 0 8 号 平成 2 8 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 1 0 9 号 平成 2 8 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 0 議案第 1 1 0 号 平成 2 8 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 1 議案第 1 1 1 号 平成 2 8 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 2 議案第 1 1 2 号 平成 2 8 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 3 議案第 1 1 3 号 平成 2 8 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 4 議案第 1 1 4 号 平成 2 8 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 5 議案第 1 1 5 号 平成 2 8 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 6 議案第 1 1 6 号 物品購入変更契約の締結について（トレーニング器具）
- 日程第 1 7 議案第 1 1 7 号 物品購入契約の締結について（給食配送車）

日程第 18 議案第 118 号 土地取得について

日程第 19 議案第 119 号 町道路線の認定について

△開 会 午前9時29分

○議長（山本明生）

皆さん、おはようございます。本日もご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第4回上富田町議会定例会第2日目を開会します。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 一般質問

○議長（山本明生）

日程第1 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

5番、九鬼裕見子君。

九鬼君の質問は、分割方式です。

まず、高齢になっても安心して住みなれた地域で暮らすための質問を許可します。

○5番（九鬼裕見子）

おはようございます。よろしく申し上げます。

通告に従って発言をしたいと思います。

高齢になっても安心して住みなれた地域で暮らすためにということで、一番最初に、移動手段を持たない高齢者と運転免許証の自主返納後の対応についてです。

全国的に高齢化が進む中で、交通弱者の割合が多くなってきているのではないかと思います。高台に住む方から、買い物や医者にかかるにも大変な思いをしていることを聞いて、はや3年近くになります。歩いて買い物に行っていた方も、今は坂道で何回も休憩しながら、やっと買い物に行ってくるといった状況を話してくれます。小さい車が週に1回でもいいから来てくれたら助かるんやけどなと話されます。高齢の方にとっては、本当にささやかな願いです。特にひとり暮らしで車の運転ができない方は切実です。

また、反対に車の運転ができて操作を誤り、集団登校をしている子供たちの列に突っ込み、子供たちが命を落とすという悲しい事故が全国的に絶えません。上富田町においても、高齢の方が操作を誤ってバックし、後部にいた方を壁に挟んでしまうといったこともありました。上富田町に住む高齢者は、70代から2,698名おられます。もちろん個人差があり、80代、90代の方も元気で運転されている方もおられます。

NPO法人高齢者安全運転支援研究会の方の話によると、高齢運転者はハンドルを握る力やブレーキを踏む力、アクセルワーク、咄嗟の判断力など、身体的、精神的能力が以前より低下しても若い人と同じ交通の土俵に乗っている。中には、認知機能が衰え、判断力が鈍っている人も混じっている可能性もある。そして、高齢者の運転免許保有者は10年前の約2倍にふえていて、今後、認知症での徘徊運転も起きるとしています。

12月3日付の紀伊民報で報じられていましたが、このあたりでは買い物に行くだけでも車がないと不便、高齢者の中には、無理して車に乗っている人もいると思うと話されている記事が掲載されていましたが、上富田町を見ても、大手スーパーができてから歩いて買い物ができる身近な商店はほとんどありません。移動手段がないと、車に乗れない方も運転免許証の自主返納した方も、通院や買い物に自由に行けなくなります。赤バス、コミュニティバスの耐用年数もあり、今口熊野コミュニティバス検討委員会で検討されていると聞いていますが、最も肝心なことは、地域住民、とりわけ交通弱者と言われる方々の生活するための移動手段の保障ではないかと思います。

地域全体に広く視野を持ち、地域全体に責任を持っている自治体職員の役割は大きいと思います。地域の交通事情を把握し、地域を回って住民の声を聞き、解決策を模索していく姿勢が求められているのではないかと思います。

高齢の方が、ひきこもることなく、気軽に利用できる移動手段を確立することで、住みなれた地域でいつまでも元気で暮らすことは介護保険給付費の削減にもつながり、何より安心して地域で暮らすことを願っていると思います。

どういった取り組みが行政として必要なのか。今取り組もうとしていること、また免許証返納後の高齢者への働きかけ等について答弁を求めます。

2つ目は、75歳以上の高齢者も集団検診に参加できないかということです。

上富田町の75歳以上の高齢者は1,915名おられますが、後期高齢者の健康診断は、各自が個別に医療機関に申し込まなければなりません。12月広報に後期高齢者医療制度に加入の皆さんへという企画で健康診査受診啓発の記事が掲載されていますが、平成27年度実績では、人間ドックの受診率は39名で2%、また医療機関で受ける健康診査は279名で14.5%と低い数値になっています。後期高齢者広域連合が市町村に委託して健康診査を行っているのは全国で41都道府県、87.2%となっています。市町村に委託すれば国保の被保険者と同じように気軽に集団検診を受けることができ、早期発見、早期治療につながり、給付費の削減になると考えますが、どうでしょうか。

和歌山県の広域連合議会の資料によると、平均入院日数が全国に比べて長く、要介護4、5の認定者数の9割を後期高齢者が占めるとされ、原因となる生活習慣病の発症、

重症化予防のために健康診査受診率を向上させることが必要とされ、今年度から検診項目がふえ、歯科検査が行われるようになりました。広域連合議会では、市町村により検査項目や費用負担の違いもあり、委託をお願いするに当たってさまざまな課題があります。集団検診は受診率を向上させる有効的な手段であると考えていますので、早期の実現を目指し、課題解消に向け、市町村との協力を求めていきたいと考えていますと答弁されています。

また、広域連合議会から後期高齢者の集団検診を市町村に委託して実施する場合の問題点や実施の可能性についての調査があったと思いますが、上富田町はどのように考えておられますか。現状を伺いたいと思います。

3番目は、2017年度から実施される介護保険総合事業についてです。

これまでの介護保険は、1、要支援1から在宅サービスが使える、2、要介護1以上であれば特別養護老人ホームに入所申し込みを待つことができる、3、介護サービス利用料は所得に関係なく1割負担、4、低所得者は介護保険施設ショートステイの部屋代、食事代の補助があるという4つの特徴がありました。

新総合事業では、要支援1、2のホームヘルパーとデイサービスは保険から外され、市町村の事業、総合事業へ移行するとなっています。上富田町での今後の方向について伺いたいと思います。

今利用されている要支援1、2の方への対応はどうか。今後、サービスが必要になる方への対応はどうか。サービスは利用できるが全額自己負担となるのか。介護予防や生活支援は具体的にどんなことをするのか。ガイドラインが描く多様なサービスとはどんな内容か。基本チェックリストがあるがどんな使い方をするかについて、答弁を求めます。

○議長（山本明生）

答弁願います。

総務政策課企画員、平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

皆さん、おはようございます。

それでは、5番、九鬼議員のご質問にお答えいたします。

皆様ご承知のとおり、上富田町としましては、平成13年10月から、いわゆる交通の空白地の解消対策として、口熊野コミュニティバスの運行を始め、移動手段を持たない方々の交通対策をとってまいりました。また、ことし9月議会でも今後の方向性について説明させていただきましたが、現在、平成31年度からの運行再編に向け、来年2月をめどにその方向性を出す準備を進め、またコミュニティバス検討委員会にも意見を

いただいているところであります。来年3月の委員会では、その方向性についてご説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

参考ですが、運転免許証の自主返納による運転経歴証明書の発行日から1年以内にコミュニティバスの申請があった方に対して1年間のみ年間パスポートを無料で発行させていただいており、平成26年度には2名の申請がございました。この制度につきましても、今後さらに活用していただけるよう広報等で周知していきたいと考えております。

今後、運転免許証の自主返納により自動車等を運転することができない高齢者の方々が増加し、コミュニティバスの必要性がますます高まってくると考えられます。いずれにしましても、限られた予算の中で最大の効果を出せるよう、コミュニティバス検討委員会、そして明光バス等とも協議し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本明生）

住民生活課企画員、木村君。

○住民生活課企画員（木村陽子）

おはようございます。

5番、九鬼議員さんの質問にお答えします。

ご質問の2番、75歳以上の高齢者も集団検診に参加できないかの質問ですが、まずは健康診査の状況から説明させていただきます。

先ほど、九鬼議員さんからの質問にもありましたように、後期高齢者医療制度に加入されている県内の方の医療健康診査につきましては、和歌山県後期高齢者医療広域連合が実施主体となって医療機関で受けることができます。上富田町の後期高齢者健康診査の平成26年度受診率は12.1%であり、県平均の10.3%を上回っておりますが、全国平均25.6%よりは低い状態となっております。しかし、上富田町では人間ドックの受診も行っており、年々受診率は増加傾向となっております。

実施方法につきましては、医療機関で行い、集団では行っておりません。県内を見ましても、集団で実施している市町村はございません。

後期高齢者の方が医療機関で受診されることは多く、かかりつけ医を持っている方もおられます。かかりつけ医を持つことで、健康診査の結果も含め、ふだんの健康状態を把握していただくことにより緊急時の対応等にも役立つことと思われれます。また、治療や内服を行っている場合、かかりつけ医で健康診査結果とあわせて指導を受けることにより重症化も防げるものと考えられます。

集団で健康診査を受けられるようにすることで受診率が上がり、疾病の早期発見、治療にもつながることと思われれますが、かかりつけ医を持って健康診査の結果から把握し

ていただくためにも、医療機関で受けることが大切であると思われます。

このような理由により、和歌山県後期高齢者医療広域連合からの調査につきましては、集団での実施は現段階では考えておりませんが、今後の実施方法につきましては、近隣市町の動向を見ながら考えていきたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（山本明生）

住民生活課企画員、宮本君。

○住民生活課企画員（宮本真里）

おはようございます。よろしく申し上げます。

5番、九鬼議員さんのご質問にお答えします。

ご質問の介護保険総合事業につきましては、介護保険介護予防給付と地域支援事業の介護予防事業が見直され、新しい介護予防日常生活総合支援事業として実施されるものです。

上富田町では、平成29年4月からこの事業を実施しますが、事業内容につきましては、介護予防生活支援サービス事業と一般介護予防事業の2つとなります。介護予防生活支援サービス事業につきましては、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス、介護予防ケアマネジメントから成ります。

訪問型サービスにつきましては、現行相当の訪問介護サービスを予定しております。通所型サービスにつきましては、現行相当の通所介護サービスと緩和した基準型のサービスとしまして、現在行っていますミニデイサービスハナミズキを予定しております。

生活支援サービスにつきましては、配食ボランティア笑味の会による栄養改善と見守りを目的としました配食を引き続き実施していく予定としております。

現在、利用されている要支援1、2の方につきましては、訪問介護は現行相当のサービスに、通所介護は現行相当のサービスとハナミズキを選択して利用していただくこととなります。ですから、特にサービスが大きく変わることはないと考えております。

今後、サービスが必要な方の対応につきましては、サービスが必要な方は基本チェックリストにより簡易な判定を行うことで事業を利用できるとされておりますが、初めて事業を利用される方につきましては、その方の状態をより正確に把握する意味でも、認定審査を通し、要支援認定を行っていただくことで考えております。

認定を受けていただくことにより、訪問看護や福祉用具貸与など、総合事業以外の介護予防給付によるサービスが利用可能となります。新しい総合事業のみを利用される方におきましては、次回認定更新の際に身体状況に変化がなければ簡易な基本チェックリストのみで利用可能とする予定と考えております。

サービスの自己負担額につきましては、現行相当のサービスでは国の基準単価を予定しております。1割負担の方の自己負担額としまして、現行の訪問介護相当サービスでは週1回程度の利用で1回当たり266円、週2回程度の利用で1回当たり270円を予定しております。現行の通所介護相当サービスでは、週1回利用で1回当たり378円、週2回程度の利用で1回当たり389円を予定しております。ハナミズキにつきましては、現在と同様1回300円の自己負担額を予定しております。

介護予防事業の具体的な内容につきましては、一般介護予防につきまして、てんとうむし教室、男の台所と現在各地区でボランティアの方々により行われてきているまちかどカフェと青春塾により、引き続き実施していく予定としております。

ガイドラインが描く多様なサービスにつきましては、住民主体の通いの場づくりや生活援助、理学療法士等保健医療の専門職により行われる短期集中サービス等が挙げられています。新しい介護予防日常生活総合支援事業は、支援が必要な方の能力を最大限に生かし、自立支援に向けたサービス利用を進めるほか、介護保険の給付から外すことで地域住民に参画していただける多様なサービスを総合的に提供することが可能な仕組みとなっていきます。支援の必要な方のさまざまな生活支援のニーズに対応するというものになります。

住みなれた地域で安心して暮らす地域包括ケアシステム構築のためにこの多様なサービスの充実をどう図っていくか今後も検討していきながら事業を進めていきたいと考えております。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

1番のことですが、平成13年に空白地域を埋めるということでの赤バスのコミュニティバスが始まったと聞いていますが、今、来年度2月には検討して3月には方向性を報告できるということですが、現状をしっかりと把握して、本当に移動手段に困っている方々のための交通手段となるような対策をお願いしたいと思います。

それと、3番目の介護保険事業についてですが、ガイドラインが描く多様なサービスというところで、住民サービスのそういう協力というのがどの程度今可能になっているのか、今後本当にそのことができていくのかということについて、もう一度お願いします。

○議長（山本明生）

答弁願います。

住民生活課企画員、宮本君。

○住民生活課企画員（宮本真里）

住民主体のサービスにつきましては、まだまだ検討中の段階もありまして、今後どうできていくか、いろいろな部署と会議しながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

30年には介護保険料の見直しの時期です。介護保険料は使っても使わなくても支払わなければならない、年金生活者にとっては税の重さに嘆いています。しかし、もし自分に介護が必要となったときのことを考え、支払っているのが現実ではないかと思えます。

そういった観点からも、国による介護保険制度への抑制が行われても、町として高齢の方が安心して必要に応じて介護が受けられるよう現行サービスの維持を求めて、この項目の質問は終わります。

次いってもよろしいですか。

○議長（山本明生）

高齢になっても安心して住みなれた地域で暮らすためについての質問を終了し、部落差別の解消の推進に関する法律（案）についての質問を許可します。

○5番（九鬼裕見子）

部落差別の解消の推進に関する法律（案）についてです。

1つ目として、昨年11月16日、東京で開催された人権課題解決に向けた和歌山集会所が和歌山県内の自治体、国会議員らで構成する実行委員会で実行委員長は二階総務会長ですが、人権フォーラムがありました。このフォーラムに町長は参加されましたか。

2つ目として、今国会で審議となっている部落差別の解消の推進に関する法律案の内容についてですが、この法案は議員立法ですが、ことし5月19日に衆議院に提出された法案です。この法案は、第1条、現在もなお部落差別が存在する。情報化の進展に伴う状況の変化、差別解消のための基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、相談体制の充実を目的とする。第2条、部落差別は解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努める。第3条、国は施策を講じ、地方公共団体は必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有す。第4条、国は相談体制の充実を図り、地方公共団体はその地域の実情に応じて相談体制の充実を図る。第5条、国は差別解消のための必要な教育及び啓発を行い、地方公共団体もその実情に応じて必要な教育及び啓発を行う。第6条、国は地方公共団体の協力を得て部落差別の実態に係る調査を行うものとするとなっています。

しかし、今日では部落差別を許さない社会的環境は大きく前進しています。国の部落問題対策は30年以上にわたり、国、地方合わせて約16兆円の予算を投じ、格差是正、差別の解消など基本的に解決されたとして2002年3月で終結しました。その理由として、総務省は、1、国、地方による対策の結果、対象地域の状況が大きく改善した、2、特別対策の継続は差別解消に有効でない、3、人口移動が激しく、地区関係者に対象を限定した対策は実務上困難であることを挙げ、事後は一般行政で対応するとしました。

また、5月25日の衆議院法務委員会でも総務省が同じ答弁をしています。終結宣言から14年、部落差別の解消は進み、差別がふえているという事実はないとされています。インターネットへの書き込みもプロバイダー規制法などの他の法律で対応できることであって法律で規制するものではありません。

この法案を受けて、教育現場からはこの法案に対して発達途上にある子供たちが不十分な認識のもとで不十分な発言をした場合、教育的に解決することが原則であり、意識差別があるからだとして学校教育に介入するおそれはないかと心配される声があります。

また、法案は自治体が部落差別の実態調査をすることを求めていることに部落差別の掘り起こしにならないか、憲法15条は全ての公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないと規定しています。

人員が削減される中で、自治体職員は全ての住民に対して公正・公平な行政のために日々奮闘している。こうした努力を国が強引にないがしろにするような法案は許されないと自治労連の方も発言されています。和歌山の人権連の機関誌には、社会問題としての部落差別は基本的に解決され、最後の超え難い壁とされてきた結婚の問題でも旧身分制度にこだわらない自由結婚が主流となり、混在が進んでいる中で実態調査は調査の名による関係住民の特定化、顕著化であり、旧身分洗いを行う人権侵害に通じる問題を抱えています。これまで多くの人々が努力してきた部落差別問題解決の到達点に無視し、この流れに逆行するとともに、表現の自由を侵害し、暴力的な糾弾を合法化させる部落差別の解消の推進に関する法律案に強く反対するとしています。

12月6日、参議院法務委員会で参考人質疑が行われ、同法案に対して全国地域人権運動総連合の新井事務局長は意見陳述の中で、本法案は時代錯誤であり、部落差別に新たな障害をつくり出すもので断固反対ですと述べられています。

また、自民党の遊技団体の自由同和会推薦の京都産業大学の灘本教授も日本はうまく差別をなくしてきていると発言されています。

町長に伺います。

2002年3月に基本的に解決したとして、今後一般行政で対応するとした総務省の

考え方に町長としてどのように判断されていますか。また、今回の法案に対してどのように考えますか。よろしく申し上げます。

○議長（山本明生）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

九鬼職員の部落差別解消の推進に関する法律で町長の所見を聞くということでございます。

まず初めに、1番目のフォーラムへは、私自身、上富田町長として参加しております。一般質問の趣旨から少し離れますけれども、同和問題は長い歴史もありますし、経過もあります。ご存じのように昭和42年に同和対策事業特別措置法として時限立法として施行されております。また、昭和57年には地域改善対策特別措置法に変わっています。この法律は、同和対策事業が終焉したということで、ただいま質問がありましたように平成14年度で終わっております。この間、上富田町は人権問題の解決に向けて研修も行っておりますし、町民の皆さんにもそのような運動をしております。ともに隣保館を建設したり、大谷総合センターを建設してより一層そういう考え方に対する研修にも取り組んだところでもございますけれども、一方地域の環境改善のために周辺地域と一体となりまして河川の改修とか道路の整備を行いました。今日、その成果は予想以上に出ていると判断しております。

また、就労の場としましては、大型作業場や畜産団地、梅の開畑事業を行ってきました。しかし、これらの事業も上富田町の問題だけではなくに国全体の経済状況の変化や社会生活の急激な変化で問題点が発生してきた状況でございます。例えば、縫製につきましてもやったら中国製品が入ってきて町内でこういう形のものが運営できんよということが出ています。

畜産につきましても、外国産の牛肉等が入ってきたということもありますし、花卉のほうにつきましても、やはり輸入製品から行っています。これらにつきましても、同和地区以外、要するに外部の要因で行ったいろいろな問題でございますけれども、これらのことについても今後どういうふうにするかということも出てきます。要するに作業場は大きな問題点は上富田町は抱えているという判断をしています。一例で言いますけれども、製毛団地、これらについても今後どういうふうにするかということが出てきます。こういう問題について、九鬼議員はどのような考え方を持っているかとできたら教えていただきたい。こういう問題は一般法理でできるような方策がないということを確認していただけるようお願いしたいと思っております。

また、住宅も上富田町は最終的に払い下げをするということで政策をとります。その

段階でございます。丹田台は払い下げしました。ほかの団地については、やはりまだ耐用年数があるということでできないです。これらの問題につきましても、一般施策としてできる部分はありますけれども、やはりほかの地域の方々と一緒にできたら国へ対応して払い下げをするということが出てきます。

また、今言われたのは住宅新築資金と貸し付け事業というのがあるんです。この貸し付け事業についても、払いやる方が高齢者になって所得がなくなってきたよと。極端な例を言いましたら、今後どういうふうになるか、極端に言うたら債務を放棄するというようなことも国の助成を受けてするというような問題が出てくるように思われます。

こういう問題が出てきやるといふことでお願いしたいし、また差別問題につきましても、丸っ切り差別がなくなったのかということ、そういうことじゃないんです。企業内の差別が発生してあるということも報道されておりますし、復刻版の全国部落調査というような本についても、これはもう大きな問題になったのも事実でございます。

上富田町でそしたらまるっきり差別がないんかというたらそういうこともないんです。現実的に上富田町の市ノ瀬のトイレに落書き、差別事象の落書きがされてあるという実態がございます。こういうものを踏まえたときに、今後やはり国と一緒に、また県と一緒に、付近市町村と一緒に取り組みが必要と私は認識しております。

そういうことで、九鬼議員としましては今は差別全て解消したという判断になるんか、残務処理についてどういうふうにするかということ踏まえて、できましたら質問していただけるように私はお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

今の町長の答弁からすると、私は一応2002年の総務省の発表したこの方針に対して町長はどこまで押さえているのかということをお尋ねしたのですが、大体、その点についてもう一度お伺いしたいです。今回の法案に対しては、まだ町長としては国がもしこの法案が通れば国の施策でまだ上富田町にも問題があるので続けていきたいというふうに捉えたのですが、その認識でよろしいですか。ただ、2002年3月の基本的に解決したというこの一般行政に移していくということへの評価については、町長としてどう考えられますか。

○議長（山本明生）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

平成14年度にこの法案は要するに終焉したということで、総務省が九鬼議員の質問のような格好をしております。ただ、私が言いたいのは、そのことでじゃ全て解決したんかという判断したら、私はさっき説明したようにしていないという判断をしております。要するに、私の立場からいうたら、私自身もまだまだしなければ問題が解決せんということとはざらにありますよと言いました。そのことに対しては、14年では解決したってもやはり社会状況とか経済状況によって問題が新たに発生したという認識をお願いしたい。そのことにつきましては、今後やはり上富田町としてどういう問題で取り組むかということの大きな課題があるという認識をしていただけるようにできたらお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

決算報告でも、住宅新築事業についての未収金になっている問題もわかっておりますが、だからといって今この法律が必要なのかということは私は疑問に思います。もちろん町長が言われたいろんな残務処理が残っています。でもそれは今後この法律に基づかなくても改善していける問題であると思います。多くの方々の努力で国民融合が進められている今、社会的な連帯でいろいろな差別問題があったとしても乗り越えていく問題であると思います。

この法案は今継続審議中でしたが、法務委員会で8日可決されました。法律が成立し、実態調査などにより新たな差別の掘り起こしにならないか、また表現の自由を侵害し、暴力的な糾弾の合法化につながらないかと危惧します。国が決めることに対しての発言はできないといった考え方の方もおられますが、行政をする上で地方自治体は対等であると思います。議員必携の中にも地方自治体は地方のことをみずから治めることを意味し、国から独立して一定の地域を基礎とする地方公共団体が住民の意思に基づいてその実務を処理することをいうとあります。

そういった観点からも、今回の法案は国と自治体が一体となって進めるとしている点から考えても、時代に逆行するこの法案は固定化、永久化する法案であり、今後自治体として公正・公平な運営がされるのか、行政の主体性が失われていく危険性がないかと考えるとき、上富田町においては従来どおり一般行政での対応として行われることを願って一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本明生）

これで5番、九鬼裕見子君の質問を終わります。

引き続き、一般質問を続けます。

3番、榎木正行君。

榎木君の質問は一括方式です。

まず、紀州口熊野マラソンについての質問を許可します。

○3番（榎木正行）

ありがとうございます。私のほうからは、紀州口熊野マラソン大会における車椅子の競技の参加について、よろしくお願ひします。

先日、11月16日に上富田町のマラソン大会と紀伊民報に大きく取り上げられました。今回も、香港からも台湾からも大勢の参加があったと思います。まず、紀州口熊野マラソンは、今は紀南地方における冬のビッグスポーツイベントとなり、和歌山県では最大の公認マラソンとして認知されるようになりました。参加者も全国各地から多くのアスリートや芸能人を迎え、全国ニュースでも報じられることでスポーツの振興と紀南地方の経済波及効果は生み出せると私は感じているところです。

大会に当たっては、多くのボランティアや共催企業のご協力により、上富田町に来てくださる参加者中心におもてなしを望むことが大会の核心であり、また大会がいつまでも継続することが重要であると考えております。この大会は、多くの参加者が健常者であり、一部、視覚障害がある方々の参加も見受けられます。しかし、より一層すばらしい大会に育て上げ、マラソンを通して上富田町のよさを全国的に自由発信するには、多くの障害者の参加も不可欠であると考えています。

そこで、私は紀州口熊野マラソン大会に車椅子の部の設置を提案したいと思います。車椅子マラソンは、既存のコースを使用して行う車椅子競技で、障害者スポーツの一つであります。車椅子マラソンを通じて希望と勇気を持ち、社会に参加する障害者の熱い志、我々町民が広く関心を示すこと、理解を深めることが最大の目的であります。

また、近年では大きな大会に車椅子の大会を迎え、私の資料では全国に大分県、兵庫県、大阪市、神奈川県、北海道など国内各地で開催され、また皆さんもご承知のとおり、パラリンピックの正式種目にも加えるなど、今では競技人口も増加し、福祉的な意味合いから、車椅子マラソンは参加者が楽しめるスポーツとして大きく広がっています。

開催に当たっては、実行委員の運営、コースの設定、警察の許可など多くの課題も考えられますが、福祉のまち上富田町、紀州口熊野マラソン大会車椅子の競技参加を取り入れられないでしょうか。

以上、提案のご質問をさせていただきます。

○議長（山本明生）

答弁願ひします。

教育委員会生涯学習課長、新堀君。

○教育委員会生涯学習課長（新堀浩士）

おはようございます。

3番、榎木議員さんのご質問についてお答え申し上げます。

紀州口熊野マラソン大会における車椅子での競技の参加についてのご質問です。

車椅子のランナーが走っていただけるようにするためにどのようなことが必要かについてですが、まず最初に県の陸上競技協会との協議が必要となります。そのための人員配置、先導、誘導の方法や協議規則等を制定する必要がある場合がございます。そのためには、人員配置の上で、現在よりさらに多くのスタッフを確保する必要があるものと考えます。

次には、コースの状況についてでございます。

紀州口熊野マラソン大会のコースは、狭隘な部分もあって、またその上ガードレールがない川沿いの道も含まれています。これは車椅子のランナー同士がぶつかり合うなどし、またあるいはコースを逸脱したときなどに大けがにつながる可能性がございます。安全を確保できません。これにつきましては、コースを見直す必要が出てくると思われまます。また、広い道路の場合にも、警察との協議の結果、現在は広い道路ではあっても規制をかけずにランナーにはなるべく歩道を走っていただくこととしている区間がございます。この区間では一般の車両が行き交う中での安全が確保できませんので、全面通行どめにするかコースを変える必要がある場合がございます。

そうした点をクリアした上で先導、誘導の方法や競技規則等を制定、警察署や県の陸上競技協会との協議を経て実施できることになるものと考えます。

こうした課題があることから、直ちに実施するということは困難でございますが、今後の課題として検討していく必要があるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本明生）

3番、榎木君。

○3番（榎木正行）

はい。ありがとうございます。

さらなる検討の上、実現化をよろしく申し上げます。

○議長（山本明生）

これで3番、榎木正行君の質問を終わります。

午前10時30分まで休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時30分

○議長（山本明生）

再開します。

引き続き、一般質問を続けます。

1番、松井孝恵君。

松井君の質問は一問一答方式です。

まず、遊休農地の課税の強化についての質問を許可します。

1番、松井孝恵君。

○1番（松井孝恵）

皆さん、改めましておはようございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、遊休農地の課税の強化について質問させていただきます。

ちょっとお話から入るんですけれども、私の家というのは、サラリーマン世帯ではないんですけれども、ですから、もともと田んぼとか畑とかは家に持っておりません。正確に言いますと、私がちょうど小学校6年生ぐらいのときに、祖母が、おばあちゃんが中心になって山間部で田んぼを何枚かつくっておったわけなんです。根皆田なんですけれども、三方を山に囲まれまして、大変水の便も悪いところなんですけれども、祖母を中心にしてお米をつくっておりました。

戦後、母一人、子一人、生きるためにそういった不便なところであっても一生懸命につくっておったわけなんですけれども、そのおばあちゃんもだんだん高齢化になってきて、私の父母が中心になってそれをつくらなあかんということになってきたわけなんです。ところが、当時父母は会社勤めをもちろんしておりましたから、なかなか片手間ではそういうことはできません。

ということで、非常に不便なところにもあることですから、もう売ってしまいましょうかという話になって売ったわけです。ちょうど僕が小学校6年生ぐらいのときでありました。40年前のことなんですけれども、それは今考えてみたら、私の年になったらちょっとぐらいあったほうがよかったんちゃうかなあと思うときがあるんです。というのは、自分でつくったお米を食べられるわけですし、野菜なんかも農薬、自分でしたら気にすることはないということで、あったらよかったなと思うんです。よう連れなんかそういう話したら、おまえ、それはないほうがええでと。草生えるさかいに要らんと。米は買うほうが安いさかいそのほうがええと言われるんです。土地を持っている方にしたら、手入れするとか草を刈るとか大変なご苦労があるようです。

そういうことをよくよく考えてみますと、私の住んでいる近辺でも、とりあえず土地は持っているんですけども、お米づくりは他人さんをお願いしてつくってもらっているという方がふえてきたわけです。その理由をお聞きしますと、当然高齢になってもうつくれないんやとか、子供らもおるんやけど会社勤めなんでなかなか手伝ってもらえないという、先ほど私が言った私の家の話をしましたけれども、そういうご家庭がだんだんとふえてきているように思われます。

これ何が問題になるかと言いますと、先ほど言った私の市ノ瀬の根皆田の山間部にあったような田んぼでしたら、仮に田んぼや畑をつくらないで放置しておったとしても草や木が生えてきて動物のすみかみたいになって自然に戻っていく程度のように思われるんですけども、これは例えばまち中にあったりとか、たくさんの耕地が囲む中にある場合はなかなかそうもいかないなということになります。

そういう観点から、町内をちょっと見渡してみますと、ちょいちょいそういった耕作の放棄と申しますか、草が生えているような田んぼもお見受けするわけでありまして。そういう場合、もうようつくらんようになったわけですから、借りていただいて耕作してもらえたらいいんですけども、ちょっとつくってみたい方に、言葉悪いんですけども、無断のような形でお貸しして、そしてやってみたものの最後には管理をされずに放棄されて、ヒエと言うんですか、呼び方はわかりませんが、種のいっばいつくやつ、ああいったものが生えてきて、そして結果は隣の田んぼにまさってふえていくとこういうケースは実は既に発生しているわけです。

大変迷惑な話なんですけれども、こういった場合は農業委員会さんに、これ何とかありませんかと来ると申すんです。委員会では、結局その土地を貸した方に適切に管理するようにという話になってきます。そういう話というのは今現在つくっている方ではなくて、土地を持っている持ち主さんにいくわけでありまして。そこで、持ち主さんはつくれないから貸したのであって、そこで草を刈れとか管理しなさいと言われてもなかなかようせんねよと、こういった話になってきます。

こういう事例がたくさん起きてきて、今回課税の強化ということになってきたんだらうと思うんですけども、実際この法律、平成29年1月1日時点で協議勧告が行われている場合には課税強化が行われることとなってございます。

そこで、私厳密に法にのっとり課税の強化を行うことはもちろん大切ではありますが、粘り強く農地の適正な管理をお願いしたいと。あるいは適切なルールにのっとり耕作する農力のある方に借りてもらおう手助けをするということが一番大切ではないかと考えております。

いわゆる課税は最終的な手段と考えておりますけれども、この課税強化の制度の内容

とこの課税についてどのように運用しようとお考えか、担当部署にお尋ねをいたします。

○議長（山本明生）

税務課長、橋本君。

○税務課長（橋本秀行）

よろしく申し上げます。

1番、松井議員の質問にお答えいたします。

農地法の規定に基づく勧告遊休農地につきましては、課税の強化の手法としまして、地方税法附則第17条3の規定によりまして、固定資産税の農地の評価額に限界収益率5.5%を乗じないこととする新たな評価方法により課税されることとなります。結果的には税額が1.8倍上がるという内容です。

具体的な実施時期につきましては、毎年1月1日が固定資産税の賦課期日となっておりますので、初年度としまして平成29年1月1日時点で協議勧告が行われている場合には平成29年度より課税が強化されるということになります。

運用につきましては、勧告または勧告撤回に関する資料を平成29年1月末現在におきまして農業委員会から提供されることとなります。

以上よろしくお願ひいたします。

○議長（山本明生）

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

今その法律の中身を説明していただきありがとうございます。

そこで、法律なんですけれども、課税で今お聞きしたら、詳しくは固定資産の評価額の0.55で結果的に約1.8倍の法律になりますと。そうなんですけれども、ただ税務課さんのほうからそうではあっても、実際の実態というのは、踏まえようと思うと農業のほうに関することです。税務課でなかなか把握することができないわけですね。そういうことで、産業建設課さんのほうではどういうふうな形で今遊休農地に対していろんな問題が起きておって、そしてどういう対応をされているか、ちょっとお聞きします。

○議長（山本明生）

産業建設課長、菅谷君。

○産業建設課長（菅谷雄二）

それでは、1番、松井議員さんの質問にお答えします。

少し税務課長の回答と重複する部分もありますが、まず29年1月1日時点の協議勧告という部分について、これにつきましては、27年度の農地パトロールということで

実施した部分についての対応になります。農地パトロールにつきましては、従来遊休農地等の解消に向けて農業委員会の事業の中でずっと取り組んできております。今回、この遊休農地の課税の強化という部分で27年度の農地パトロールが対象になってくると考えてございます。

まず、町内の遊休農地を農業委員会のほうで毎年8月に調査をしてございます。各地区に担当の農業委員さんと一緒に回らせていただきまして、実態把握に努めてございます。その後、農地の所有者に対して、この農地について今後どういうふうにしていきたいんですかというような形で意向調査をしてございます。その意向調査を踏まえまして、今回の強化につきましては、農地中間管理機構、これは和歌山県の農業公社というところになりますが、そこに協議をいたします。今回の場合は協議をしてございます。ただ、協議勧告の農地につきましては、46筆で4万963平米、約4.1ヘクタールの農地について遊休農地の部分の協議をしてございます。ただし、今回農地の中間管理権という形で向こうのほうで預かっていただける条件に見合わなんだよと、対象にならないよという部分で、今回は勧告にまでは至ってございません。ただし、毎年農地パトロールというのは実施されますので、今後30年1月1日については28年度の農地パトロールの部分適用になるという形で、その都度その都度協議していきます。ただ、大体のものが繰り越されていきますので、ほとんどが対象にならないのかなと思いますが、例えばかなり大きな大芝の部分になれば管理権が設定できますので、それについては勧告の案件として発生するのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本明生）

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

今お話しいただいたんですけれども、結局はその4.1ヘクタール、46件ですか、その管理機構にその内容に見合うところは1件もなかったということになろうかと思うんです。そうなりますと、引き続き、産業建設課のほうからももう注意をお願いしていくしかないと思うんですけれども、例えば別の考え方を変えてつくってくださいというのでもいいんですけれども、今ちょっと市ノ瀬まちづくり協議会がありますよね。あんなところで、イタドリでも栽培してみようかという話も起きてきておるわけです。いろいろ先輩方にお聞きしても、何か全国のどこかでは漆なんかをつくりまして、遊休農地で漆をつかって、草なんかもちょっと刈ったら栽培できるんで、それを売ってまた草生えてこんようにしているというところもあるとお聞きしているんですね。

今後、やっぱり勧告の対象にならない、多分今お聞きしたらほぼなってこんと思うん

です、耕地の面積から言えば。そうすると、たくさん今後そういう農地もふえてくる中で、やっぱりそういういろんな施策を考えていかなあかんと思うわけです。市ノ瀬まちづくり協議会やったら、イタドリつくるだけじゃなくて、物産の建物もつくってそこで売ろうとか、そういう計画も進みつつあるんですけども、町として、そういうことにやっぱり、まだこれかかりですけども、取り組んでいこうというそういうことを放棄せんと、話し合いだけではなくて、そういうこと施策を進めていきながらやっていこうという案とかプランとかありましたら、ちょっとお聞かせください。なければないでまた検討ということでよろしくお願いします。どうですか。

○議長（山本明生）

産業建設課長、菅谷君。

○産業建設課長（菅谷雄二）

遊休農地の取り扱いですが、農業委員会の中でもできるだけ隣接の方もしくは認定農業者、中核にある方、また利用される人、関係するJAとかいうところで活用される部分について協議はしてございます。ただ、やはり遊休農地になり得るところはやっぱり鳥獣被害がひどいとか山に近いとか耕作条件が悪いよとかという部分もかなり多いです。ある程度の条件のいいところというのは意外と借りてくれる部分があります。また、余り道沿いに接しているところについては、ほかの部分の目的の転用がなされたりという部分はございます。

ただ、今先ほど言われたみたいに遊休農地について今後解消に向けての取り組みですけども、産業振興の中で、イタドリであったりとか、ほかの作物で鳥獣害被害の影響のないものを考えながら、県なりいろんな近隣市町村と協議、上富田町に限らず、同じような条件のところがあるところがあるので、取り組みができたならなと思って今研究なり協議をしてございます。

できるだけ遊休農地を減らしたいという取り組みはしているんですけども、現状難しい状況にあります。ただ、大体、今回の場合41ヘクタール、全体で言えばもっと大きいですが、協議勧告になる部分というのは農用地という部分なんで、それ以外については特に山地の部分が多いんで、そういう部分について今後できるだけ取り組んでいけたらなと思いますし、去年農地法が改正されて、農業委員会の制度も変わってございます。その中で、農地利用最適化推進委員さんていうのを、来年以降、町のほうから委嘱させていただきます。これにつきましては、農業委員会の中にあって担当地区を持ちますので、今後できるだけ農地中間管理機構、県の農業会議とかJAとの密接な関係を持ちながら取り組んでいけたらなと考えてございます。

以上です。

○議長（山本明生）

1 番、松井君。

○1 番（松井孝恵）

ありがとうございます。農業委員会も変わっていきますので、その中でまた検討もしていただきたい。ぜひ農地を解消していく方向でよろしく願いしておきます。

次の質問に移らせていただきます。

○議長（山本明生）

遊休農地の課税の強化についての質問を終了し、次に町内の雑木、草の管理についての質問を許可します。

1 番、松井君。

○1 番（松井孝恵）

町内の雑木、雑木という言い方が適切なんかわかりませんが、雑木とか草の管理について質問してまいります。

先ほどの質問にも関連するんですけれども、後継者がいないということがいろいろな問題が起こってきている1つの原因になっているように思います。人口が密集しているところではそうでもないかもしれませんけれども、最近よく私がお相談を住民から受けるのは、お家に隣接した、あるいは道に面した雑木とか竹とか垂れ下がってきた草などを切ってほしい、刈ってほしいと持ち主に言うてほしいと、こういうご相談を受けるわけです。

私はそういう相談を受けましたら、まず持ち主さんを調べてみます。そこで個人と個人のお話でしたらお互いに話してよとか、よう話をせん場合にはちょっとかわりに話をさせてもらうという場合もあります。そしてまたこんなケースもあります。町道に隣接した山から木や竹が覆いかぶさってきて、ちょっと多い目の雨が降ってくると道に垂れ下がってきて道を塞ぐ。町に関係するんやから町のほうから言うて持ち主に言うて切らしてほしいと、こういうような相談を受けるわけなんです。

今言いましたように私はそういう相談を受けるわけなんですけれども、このあたり産業建設課さんではどのように把握されておられるのでしょうか。また、そういう相談があるのでしょうか。また、その場合にどのように対応なさっていますか。答弁をお願いします。

○議長（山本明生）

産業建設課企画員、川口君。

○産業建設課企画員（川口孝志）

よろしく申し上げます。

1 番、松井議員さんの質問にお答えします。

雑木等の処理につきましては、多々相談がございます。町道等に覆いかぶさっているものから個人所有地である裏山の雑木の伐採まで多岐にわたり、町のほうに相談が年間を通じて50件以上ございます。その対応につきましては、台風等により緊急性を伴う場合には町で対応していますが、その他につきましては、その都度相談者と協議を行い対応しています。また、基本的に個人所有地の雑木等につきましては、所有者にて対応していただいているのが現状でございます。

以上です。

○議長（山本明生）

1 番、松井君。

○1 番（松井孝恵）

なかなかたくさんありますということです。一方で、山の持ち主さんに聞いてみましたらこんなことをおっしゃるんです。昔、町に頼まれて道をつけるときに、私らも土地を提供してきたこともあるよ、そんなこともあったのに、今大きく木がなってきて、自分らも年をとってきて、切りたいけれどもなかなかよう切らんと。業者をお願いして見積もりとってもらったら物すごく高いと。物すごく高い、どこが高いんかわかりませんけれども、大体業者さんされたら普通の値段と思います。よう払わんというケースもございます。

このことをいつまでも原則にのっとってといいますか、あなた個人の土地ですからあなたのほうで切ってくださいよということになりますと、なかなか高齢化になってきて解決もままならんということを私はよく考えるんです。せやけれども、強制的にあんたところでやれと、こんなこともならないわけでありませう。

またこんなケースも実はあります。現在、各町内会において夏と冬に奉仕作業が行われておると思うんですけれども、以前は道普請と言ってましたけれども、お盆前と正月に道の悪いところを直したり、最近では草刈りが多いように思いますけれども、これも高齢化といいますか、草を刈ってくれる後継者がいなくなってきた、いわゆる今までやったら町内会出て清掃奉仕でずっと道の草も刈りやってんけれども、もうだんだん高齢化になってきて頑張れるところは頑張るんやけれども、ちょっともうよう刈らんなあというお声もお聞きします。

結局やっぱり子供たちが都会へ出ていったとかいうようなことが多くて、ここまで頑張ってきたけれどもこれからもう無理やと。何とか町道なんで行政のほうで年に1回か2回か何か草刈ってくれんかなあというお話も、町中ではなくて山間部のほうへ行くとよくお聞きするわけです。

考えてみますと、この上富田町、町の面積は小さいんですけども、いろんなケースが混在した町であると思います。例えば、前回、私はコミュニティバスの質問をさせていただきましてけれども、市ノ瀬に住む人と、やっぱり例えば南紀の台とかたたくさんおちあるところ、全く180度意見が違うわけなんです。これは一律に解決はなかなかできないんですけども、ただ木や草の問題というのは、大小あっても今後町内全体に増加していく、私は共通の課題ではないかと考えております。

町のほうでは、たくさん植樹を行ったりとか水源の森の涵養も、あるいはまた紀州材の活用も管理されておられるんです。一方でこういった問題も顕著になっておるわけです。住民の皆さんの中には、役場が刈るのが当たり前やおっしゃる方もいるんですけども、私はそういう意見には全然賛成はできません、職員さんの人数にはもちろん限りがありますし、お金もそうです。何事もそうなんですけれども、自分たちでできることは自分たちでやっていこうということは今後大切かと思えます。

そこで、この間私どもも、少し町道に面したといいますか、竹やぶをちょっと切ってみたんですけども、そこで気づいたことがございまして、1つはどんなにボランティアで奉仕しようと思っても、やっぱり道具というのが要ってくるんですね。だから、切っただけでいいと思っても、そこに機械がなければ切れないよと。あるいは、運ぼうと思ってもトラックなど運搬する車がなかったら無理やというようなことがあります。

2つ目は、町内会の作業だったらまだいいんですけども、保険があるんで。これをボランティアとしてけがしたとき、やってみたわ、けがしたわというぐあいなことになったら多分ボランティアも縮小していくかと思うんです。

3つ目、これが一番大きいんですけども、木とか草やったらまだいいんですけども、竹がありますね。こういうのを切ったときに、捨てる場所がないですね。

そういうことで、ここで質問なんですけれども、町内会の清掃には補助なんかありませんけれども、私はボランティアで刈ってもらう場合であっても、今後少しの補助であるとか捨てる場所の確保が必要なんじゃないかなと思うわけです。こういうことを担当部署としてどのように取り組むおつもりがあるかどうか、お考えをちょっとお聞かせください。はい。

○議長（山本明生）

産業建設課企画員、川口君。

○産業建設課企画員（川口孝志）

1番、松井議員さんにお答えします。

団体への補助につきましては、今後の検討課題であり、切った木などの捨てる場所につきましても、現在、主に上大中クリーンセンターへ搬入しておりますが、量が多いと

きのことなどを考慮すると、今後他の場所等も検討する必要があると考えています。

以上よろしく申し上げます。

○議長（山本明生）

1 番、松井君。

○1 番（松井孝恵）

今上大中ということですが、以前、私ども木をちょっとボランティア的な形で切ったときに、人集まって切ったところがあったんですけれども、ちょっと半日ぐらい切ったら2トンのキャンターで20車ぐらい出たことあったんですよ。なかなか上大中へ直接というのは難しいと思うんですけれども、これは面積の小さなまちでそういう捨てることを確保するというのは、いろんな私どももまた知恵も出させていただきますし、そういうことはあるんですけれども、やっぱり捨てる場所というのは今後は必要になってくるかと思えます。

これは変な話ですが、最近野焼きなんかも、もう当たり前ですができませんよね。出来ないところが多いし、以前やったら、極端に言えばちょっと川に積んどいたら野焼きのときに焼いてもらうとか、そんなこともあったんですけれども、それはちょっと違法ですよ。せやけど、結局捨てる場所がないから、やっぱり最近見たら川へもちょっと木をほってあったりとか、逆に竹林が伸び放題になってくるというようなことも考えられると思うので、こういった問題にもちょっと取り組んでいくべきころだと思えますので、またご検討いただきたいなと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（山本明生）

町内の雑木、草の管理についての質問を終了し、次に、彦五郎公園の管理についての質問を許可します。

1 番、松井君。

○1 番（松井孝恵）

木とか草の話ばかり、大変申しわけないんですけれども、きょうはそういう3点ともそういうことで、最後に彦五郎公園の管理について質問させていただきます。

今現在、彦五郎公園があるところなんですけれども、碑があるところ、これは中学生の通学路とか、そしてクラブ活動のランニングコースとか、今もそうですけれども昔も、私らの中学生と変わらないというような風景が広がっておって、やっぱり国道も通って公園が整備されたことによって、歩く方々も随分とふえてきたようで、随分以前よりよくなったな、やっぱりいいなあという感じがするんです。夏、もちろん友遊フェスティバルありますし、花火もあるし、けさなんかも公園を小さなお子さんの手を引いてお母さんが歩いておられるというような光景も見て、ああほほ笑ましいなという感じがして

大変いいと思うんです。

大勢の方々が使用している公園ですが、ここにちょっと公園をつくられた経緯みたいなことをちょっと説明していただきたいんです。僕もよう知らんでちょっと教えていただけませんか。つくった目的とか、それにあわせて、今公園で管理する範囲があるんですけれども、どこまで公園なんかちょっと教えていただけませんか。

○議長（山本明生）

答弁願います。

産業建設課企画員、川口君。

○産業建設課企画員（川口孝志）

よろしくお願ひします。

1番、松井議員さんの質問にお答えします。

彦五郎公園の経緯につきましては、平成7年度の水辺の拠点づくり事業で竣工してございます。また、目的につきましては、町民のコミュニケーション等、憩いの場の創設でございます。その後、平成11年度の紀州熊野体験博の拠点として、そして現在では夏季の友遊フェスティバル及び冬季のイルミネーションの開催場として親しまれて今日に至ってございます。

町が管理すべき範囲につきましては、彦五郎トイレから上流の花壇の最終まででございます。

以上です。

○議長（山本明生）

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

はい。ありがとうございます。

いわゆる公園と言うんか、僕らから見たら公園ていうたら遊具置いているところだけと思うんですけれども、土手の部分とか道路沿いの花壇、あれも管理する範囲に入りますよということ……

（発言する者あり）

○1番（松井孝恵）

質問し直します。

管理というのは、町が持っている土地とかいうことではなくて、公園の中の部分とかもう占有を出して多分県から借りていると思うんですけれども、一般的に言うたら草木も刈らんなん場所はどの範囲になりますかということなんです。一般的じゃなくて、きっちりとした地図がなくてもどこからどこまでが草引いたり木引いたりせんなん場所

かということですがけれども。お願いできますか。

○議長（山本明生）

産業建設課企画員、川口君。

○産業建設課企画員（川口孝志）

1番、松井議員さんにお答えします。

その範囲ですがけれども、彦五郎トイレから上流の延長約650メートルの間でございます。

以上です。

（発言する者あり）

○議長（山本明生）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

彦五郎の付近につきましては、国道311号として道路として管理せんなん部分、そして311号に並行してある岡川と管理せんなん部分、そして上の平地、要するに今言うた便所のところから射場先生の歌の碑なんかある部分、小さい森がある、あれが彦五郎公園として管理する部分。極端に言いましたら、その管理する部分については、あそここの場合は産業建設課でしなさいよというのが指示している範囲です。ただつらいというのは河川公園については何か所もある。例えば、生馬の橋の下にテニスコートがある、これは教育委員会、岩田にもあります。そういう格好の中で、管理についてはもうふくそうしているという判断をしていただきたいと思うんです。

○議長（山本明生）

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

町長、ありがとうございます。

今も言いかけた、公園ということだけではなくて、やっぱり川の面した部分、土手の部分、これ道に面した部分で複合して管理しているんで、全体的には産業建設課にさせてはいるけれども、そういった部分がありますよということですね。

質問続けます。その中で、彦五郎公園をよう見えますと、中学生とか歩く人ばかりではなくて、公園の中に植えている木とか草を刈っている方々がおられるわけなんです。見ていると、毎日のようにおられるわけなんです。これ実は1年ぐらいのこともあったんですけども、私はちょっと電話を受けまして、ちょっと見に来いと。どなたか知らんけど見に来いとわれまして、行きましたら、そこでお話ししていたら、公園のところにごみをたくさんほりさがしてあるやないかと。これおまえ何と思うんやと。草刈

っていないと。草勝手に刈ってたんですけれども、ちょっと上のほう、岡川の階段のところ行ったらくずが生えてきてそうなったあると。僕らから見たら、そう草ぐらい生えるわなと思うんやけれども、その方々から見たらもっときれいにせなあかんのとちゃうんかとかいうことやったんです。木の剪定ができてないとか、刈った草を木の根元に置くなとか、あるいは藤棚がぼろぼろで危ないんで何とかならんかとか、公園をつくって管理せんのかと言われて、最後には田辺の新庄公園見てみなさいよと。議員さん、あんたはどない思うねんと。こういうことをお聞きしまして、町の現状のこともきちんとして説明をさせていただいて、当然今町長がおっしゃったような分かれたんのは知りませんでしたけれども、町の現状もお話しさせていただいて、お礼も言って、そのときは別れたんですけれども、言われてみたらごもっともかなとも思わんわけでもないわけです。

その方に別れ際に、気づいたらごみを拾ってよと言うて別れてきたわけなんですけれども、町のほうでも放置をしているわけではなくて、僕はそういう話を聞いて持って行って、随分対応もさせていただいて大変感謝はしているところなんです。ただ、去年は国体がありましたから、もちろんおもてなしということで花壇なんか草は刈ってありましたし、ことしの場合だけとらまえましたら結構伸びて、アワダチソウですか、もう垂れてきて、路側帯のほうに伸びてきてあったよというような状況も一時ありました。毎日そういったボランティアさんが刈っておられる状況も見受けました。当然その事実は担当部署さんも把握されておられるでしょうし、そういったときに、私こういう方々とお話はしておく必要があるかと思うんです。私その電話受けて行ったときに、桜の木を切っておったわけなんですけれども、よう見たら、桜の木は切るけれども、油も塗らんと切ってあるわけです。おいちゃん、これ枯れるでと言うたら、そんなんわしら知らん、聞いたことないと、こういう話があるわけでありまして。

彦五郎さんとこの碑のところこんな大きな枯れた桜の木があったんですけれども、これも切っておったわけです。大きいですよ。重機もないのに何で切ったんやというたら、ロープをかけて勝手に切ったってんと。そして引っ張って車に当たったら何とすんのいうたら、いやそれはわしらが責任とるんやと言っておられたんですけれども、そういう問題ではないんちゃうかという話になりまして。

見てみたら、ボランティアさん、この方々だけではないんです。花壇の一部ですけれども、お世話していただいている団体ももちろんいらっしゃいますし、毎日夕方、路側帯のところの清掃奉仕してくださっている方もいらっしゃいます。大変ありがたいことで、竹を切りまして、桜をだんだん植えてくださっている方もおるんですけれども、これは厳密にはどうかなと思わんでもないんですけれども、そこでちょっとお尋ねしたいんです、産業建設課に。

こういうたくさんおられるボランティアさんたちと、日々といいですか、日々じゃなくてもいい、たまにでもいいんですけれども、どのようなコミュニケーションというか、話し合いをされておられますか。答弁願います。

○議長（山本明生）

答弁、願います。

産業建設課企画員、川口君。

○産業建設課企画員（川口孝志）

1番、松井議員さんにお答えします。

ボランティアの方々とのコミュニケーションや取り決めにつきましては、現在、花づくりグループ2団体で彦五郎石碑から彦五郎トイレ付近の花壇の管理をお願いしています。また、個々でボランティアをしていただいている方が数名ございます。町としましては、本来、町管理の部分でございますが、手つかずでボランティアの協力により助けられているのが現状でございます。今はボランティアの方々との特に取り決めもない状態でございますが、今後はボランティアの方々との連携を図ってまいりたいと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（山本明生）

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

コミュニケーションを重ねていただきたいと思います。

それで、ボランティアさんというのは本当にありがたいことで、こっちからこうこうと言わんでもやっていただいております、もうしてはあかんことというたらそうないですけども、それはやめてほしいなというのはなかなか言いにくいと思うんです。せやけどもやっぱり管理しているわけですから、もしその方々が、もしの話はあれですけども、事故したときとかに、勝手にやったから勝手にこうなってんというのなかなかいきませんし、その辺また考えていかなあかんと思うんです。

ここからちょっとした提案になるかもわからないですけども、いっそそれであれば、そういったボランティアさんを募って任せてみたらどうかと思わん部分もないかと思うんです。例えば、花壇だけとってみて、今まではたくさん花が植えてあるときもあったけれども、できやん人が、もうようせんよとなったらああいうふうにならなくて草が生えてくるんで、例えば和歌山県の施策の中にも、道路のパートナー事業なんかありますよね。こういったことは使って、管理なんかしてみたらどうかと思うんです。ただ、この場所には町内会もありませんし、主になる団体もありませんから、団体というのをつくる必要は

あるかと思うんですけども、そういうボランティアさんと、すぐにはできませんけどお話をして、極端に言えば市ノ瀬における私らみたいな者ももちろん入ってもいいんですけども、そういった中で団体をつくって、登録して、申請が通れば必要な保険とか、あるいは物資とか経費の負担というのは、金額も条例で定めておられるわけなんです、県も。だから、町として申請はできなくても、ちょっとした団体づくりのお世話をするとか、そういう立ち上げをやってみる、そういった検討も今後は私は必要じゃないんかと思うんですけども、どうでしょうか。不可能でしょうか。

○議長（山本明生）

産業建設課企画員、川口君。

○産業建設課企画員（川口孝志）

1番、松井議員さんのご質問にお答えいたします。

ボランティア団体を立ち上げて県の道路パートナーを利用して彦五郎公園の管理を行い、ボランティア保険、燃料と草刈り刃の購入等は可能と考えますが、申請については県の判断になると考えます。

以上です。

○議長（山本明生）

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

そうだと思います。ただ、今も申し上げましたように、ボランティアさんというのはなかなかやっぱり自分らが表立って人集めてこうやろなというのはなかなか難しい。個々にされている方もいますし、団体を持った方もいらっしゃると思うんで。ただ、そういった部分を解決していこうと思ったら、やっぱり先ほどもいろんなこと言いましたけれども、町の職員さんだけではできないし、草刈ってくれる臨時の方々もなかなかふやすわけにもいきませんし、やっぱりそういった意味でやっていこうと思ったらそういう形をとって、じゃおまえが音頭とれよと言われたらそれはとらんこともないですけども、そうじゃなくて、やっぱりそういった意識のある方々を一番町の真ん中にある立派な公園ですから、そういった形で管理をしていったらどうかなと思うわけです。

私どもも、もちろんそういう策を考えていきますけれども、町のほうでもぜひそういった、まず1つ目にはやってきている方々のコミュニケーション、これはぜひひとつおいていただきたいです。今後、そういう県の施策なんかも活用しながら検討するところはぜひ検討していただきたいと思います。そのあたりいかがでしょうか。もう最後にしておきます。最後です。

○議長（山本明生）

産業建設課長、菅谷君。

○産業建設課長（菅谷雄二）

今の件ですが、今お願いしていますボランティアの方たちを中心に今後協議させていただいて、できるだけ管理についても、当然ながら町として管理していかなあかん部分も多々ありますけれども、ご協力いただくようなボランティア団体の創設を検討していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（山本明生）

1 番、松井君。

○1 番（松井孝恵）

ありがとうございます。ぜひそのようにお願いもいたしまして、本日の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（山本明生）

以上をもって一般質問を終わります。

△延 会

○議長（山本明生）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は、12月12日月曜日、午前9時30分となっていますので、ご参集願います。

延会 午前11時15分